

横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(7万円) の詳細をお知らせします

電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響が特に大きい住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり7万円を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要な場合があります。受付開始日や申請方法などが決定しましたのでお知らせします。

1 対象世帯

令和5年12月1日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯です。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 支給額

1世帯当たり7万円（支給は1回のみ）

3 受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年5月1日（水）

4 手続き方法

世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

（世帯構成に変更があった場合はこの限りではありません。）

	主な対象世帯の状況	申請手続
世帯全員が令和5年度非課税	A 前回の給付金（3万円）を本市から金融機関の口座で受給した世帯	申請手続不要 （振込口座に変更がない場合等） 令和6年1月26日（金）から「支給のお知らせ」を郵送します。2月28日（水）から振込を開始します。
	B 前回の給付金（3万円）の対象だが本市から未受給の世帯	返信用封筒で返送 令和6年1月30日（火）から「確認書」を郵送します。必要事項を記入のうえ、添付書類とともに返送していただき、受付後、1か月程度で振り込みます。
	C A、Bの対象とならない世帯*	申請書を手入して申請 令和6年2月1日（木）から区役所等で配布する「申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに申請していただき、受付後、1か月程度で振り込みます。

*世帯の中に令和5年1月2日から12月1日までに市外から転入した方がいる世帯等や、令和5年度非課税相当であっても税の申告を行っていない方がいる世帯等

5 申請書の入手方法

令和6年2月1日（木）から各区役所に設置する申請サポート窓口にて配布します。また、横浜市ウェブページでダウンロードいただけます。（URLは「6 お問合せ先」をご参照ください。）

6 お問合せ先

横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター（開設済み）

- ・電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）
外国語（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語）の対応を行っています。
- ・受付時間：午前9時～午後7時（土日祝、12/29～1/3を除く）
- ・FAX番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）
- ・メールアドレス：support@yokohama-kyufu.jp

申請サポート窓口

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

- ・受付期間：令和6年2月1日（木）～5月1日（水）
- ・受付時間：平日の午前9時～午後5時（12時～13時を除く）

※詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

【7万円給付金】横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/R5-7man-kyufu/20231130kyufu7annai.html>



お問合せ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 鈴木 稔 Tel 045-671-4696